

(下線は変更部分)

改正後	改正前
<p>1. (略)</p> <p>2. 申請</p> <p>2-1 申請の方法</p> <p>(1) 手続</p> <p>a) (略)</p> <p>b) 申請書については、当該申請に係る最初の飛行開始予定日の 10 開庁日前までに、許可等を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長宛てに提出させるものとする。なお、航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（以下「1号告示空域」という。）、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、<u>国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち搜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域（以下「緊急用務空域」という。）</u>又は地表若しくは水面から 150m 以上の高さの空域における飛行を行う場合には、当該飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長にも提出させるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2-2 (略)</p> <p>2-2-1 法第 132 条に定める飛行禁止空域における飛行に係る許可の申請書記載事項</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 申請</p> <p>2-1 申請の方法</p> <p>(1) 手続</p> <p>a) (略)</p> <p>b) 申請書については、当該申請に係る最初の飛行開始予定日の 10 開庁日前までに、許可等を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長宛てに提出させるものとする。なお、航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（以下「1号告示空域」という。）、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から 150m 以上の高さの空域における飛行を行う場合には、当該飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長にも提出させるものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2-2 (略)</p> <p>2-2-1 法第 132 条に定める飛行禁止空域における飛行に係る許可の申請書記載事項</p>

(1)・(2) (略)

(3) 飛行の日時及び経路

a)・b) (略)

c) 飛行の経路

- ・農用地等で空中散布を実施する旨を記載すること。また、無人ヘリコプターを飛行させる者が空中散布を行う主な場所が分かる資料として、様式2又はガイドライン別記様式1を申請書の添付書類とする場合には、「該当市町村名」の欄に記載すること。
- ・無人ヘリコプターの整備を目的とする飛行の申請の場合には、機体の整備を行う場所を住所又は地図でもって記載すること。
- ・無人ヘリコプターを飛行させる者の講習を目的とする飛行の申請の場合には、知識及び技能の講習を行う場所を住所又は地図でもって記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行を行う場合には、航空情報の発行のため、緯度経度（世界測地系で秒単位）による飛行範囲もあわせて記載すること。

d) 飛行の高度

- ・飛行の高度の上限を記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行を行う場合には、航空情報の発行のため、海拔高度もあわせて記載すること。

(4)～(8) (略)

2-2-2 (略)

3. (略)

(1)・(2) (略)

(3) 飛行の日時及び経路

a)・b) (略)

c) 飛行の経路

- ・農用地等で空中散布を実施する旨を記載すること。また、無人ヘリコプターを飛行させる者が空中散布を行う主な場所が分かる資料として、様式2又はガイドライン別記様式1を申請書の添付書類とする場合には、「該当市町村名」の欄に記載すること。
- ・無人ヘリコプターの整備を目的とする飛行の申請の場合には、機体の整備を行う場所を住所又は地図でもって記載すること。
- ・無人ヘリコプターを飛行させる者の講習を目的とする飛行の申請の場合には、知識及び技能の講習を行う場所を住所又は地図でもって記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行を行う場合には、航空情報の発行のため、緯度経度（世界測地系で秒単位）による飛行範囲もあわせて記載すること。

d) 飛行の高度

- ・飛行の高度の上限を記載すること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行を行う場合には、航空情報の発行のため、海拔高度もあわせて記載すること。

(4)～(8) (略)

2-2-2 (略)

3. (略)

4. 許可等の基準への適合性の確認

4-1・4-2 (略)

4-3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

- ・空中散布の飛行については、航空局ホームページに掲載されている空中散布を目的とした無人航空機飛行マニュアルに基づき、安全性を確保した適正な飛行のために必要な体制が構築されていれば、審査要領に定める基準に適合していると判断して差し支えないものとする。
- ・緊急を要するとして、例えば、病虫害の発生等の対応のために計画に記載されていない場所で飛行させることとなる場合は、許可等を受けた範囲において申請した安全体制に従って飛行させること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域を飛行することがある場合には、空港設置管理者等との調整を適切に行わせるものとする。

(以下略)

5. (略)

4. 許可等の基準への適合性の確認

4-1・4-2 (略)

4-3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

- ・空中散布の飛行については、航空局ホームページに掲載されている空中散布を目的とした無人航空機飛行マニュアルに基づき、安全性を確保した適正な飛行のために必要な体制が構築されていれば、審査要領に定める基準に適合していると判断して差し支えないものとする。
- ・緊急を要するとして、例えば、病虫害の発生等の対応のために計画に記載されていない場所で飛行させることとなる場合は、許可等を受けた範囲において申請した安全体制に従って飛行させること。
- ・1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域を飛行することがある場合には、空港設置管理者等との調整を適切に行わせるものとする。

(以下略)

5. (略)

附則（令和3年6月1日国官参次第28号、3消安第1187号）

この通達は、令和3年6月1日から施行する。